

# 会社は団体交渉を開催せよ！

9月2日、会社は地本が8月11日に申し入れた「申3号」（「松井組合員に対する「訓告」処分に関する団体交渉開催の申し入れ」）に対して幹事間協議の場で団体交渉の開催を拒否しました。地本の申し入れは、(株)関西新幹線サービックに出向していた組合員に出された訓告処分をめぐっての内容であり、基本協約第250条（団体交渉事項）に基づいて申し入れを行いました。会社は、処分が出向会社の定めによっておこなわれたものであることを理由に開催を拒否しましたが、会社は社員に出向を命じた責任があり、出向規程にも「表彰及び懲戒」の部分に「協議の上、定めるところにより行う」となっています。

また、大阪府労働委員会は、府労委（P）で組合からの「労働協約の解釈を巡る労働組合への支配介入に対する団体交渉開催申し入れ」について会社が団体交渉の開催を拒否したことは不当労働行為にあたるという命令を出しています。

## 「申3号」

6月22日、(株)関西新幹線サービックは、新大阪第二事業所へ出向している松井組合員に対して「訓告」処分を通知した。組合は、2015年7月10日、訓告処分に関して申し入れを行った。さらに出向会社より処分が発せられた場合、現在もその処理方法がはっきりしていない。よって早急に団体交渉を開催することを申し入れる。

1. 松井組合員への「訓告」処分を撤回すること。
2. 出向会社で発生した問題の解決については、会社が責任持って労働組合と協議すること。

そのほかにも、関連会社とは関係ない会社に出向を命じた問題について申43号（「タイガー警備保障株式会社への出向に関する団体交渉開催の申し入れ」2015年3月18日付）で団体交渉の開催を申し入れましたが、会社は5月13日に、団体交渉の開催を拒否しました。

## 「申43号」

2月1日から京都駅の熊沢 守さん、大阪仕業検査車両所の多田一夫さんがタイガー警備保証株式会社へ出向となったままである。タイガー警備保障株式会社はJR東海の関連会社ではなく、2名の出向命令は出向規程第2条に違反するものである。したがって、下記のとおり「出向規程」に基づくタイガー警備保障株式会社への出向に関する団体交渉を早急に開催することを申し入れる。

1. 「タイガー警備保障株式会社」への出向に関する団体交渉を早急に開催すること。

**団体交渉拒否は不当労働行為である！！**